

Likewise Software(旧 Centeris)社製品 メンテナンスサービス規約

メンテナンスサービス申込者(以下「甲」という)と株式会社東陽テクニカ(以下「乙」という)は、乙が甲に提供する Likewise Software 社製品のメンテナンスサービスに関し、本規約に記載されている内容の通り合意します。

第1条(本サービスの開始)

- 1.本サービスの開始は、原則として製品ライセンスをご発注いただいた日の翌月1日とし、乙は甲にメンテナンスサービス登録番号(以下「登録番号」という)を通知するものとします。
- 2.本サービスに基づくメンテナンスサービスの期間は、本規約の定めに従い本サービスが解除される場合または別途甲乙合意の上サービス期間を変更した場合を除き、サービス開始日から一年間とします。
- 3.本サービスは、いかなる理由でも、第三者に譲渡、販売することはできません。

第2条(対象製品)

本サービスの対象製品はライセンス証書記載のシステムとします。

第3条(メンテナンスサービス内容)

- 1.メンテナンスサービス時間は平日 9:30～12:00/13:00～17:30 とします。尚、祝祭日および乙の休業日は除きます。
- 2.メンテナンスサービスの内容は次の各号に定める通りとします。
 - (1) 対象製品のバージョンアップ版の提供
 - (2) 電子メール、電話による製品のセットアップ、基本操作方法の説明、障害に関する技術上の助言
- 3.メンテナンスサービスに基づく説明、助言は即時行うことを原則といたしますが、事例によっては即時回答しえないものもあり、甲はこれを了承いたします。

第4条(メンテナンスサービスの対象者)

甲は、本メンテナンスサービスを受けることができる者(以下「サポート担当者」と呼ぶ)を1名、乙に通知するものとします。また、その変更があった場合には、速やかに乙に通知するものとします。

第5条(情報等の帰属)

- 1.本サービスに基づき乙から甲へ提供されるメンテナンスサービス情報、およびこれに関わるノウハウ等は、特段の定めが無い限り乙に属するものとし、乙は甲の承諾なしにこれらの使用、利用、変更、複製、販売などを行うことができます。
- 2.本サービスに基づき甲が乙より入手した技術情報については、甲は、複製、販売、出版等での利用等の、本サービスで認められている以外の利用はできないものとします。

第6条(秘密情報の取り扱い)

- 1.乙が、甲に提供する営業上・技術上の情報のうち、乙が特に秘密である旨特定した情報で、個人情報保護法第2条で規定される個人情報を含むもの(以下「秘密情報」という)については、甲は、次の各号の定めに従い取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの目的の範囲内でのみ使用、複製、改変すること(但し、個人情報については、個人情報保護法の定めによる)
 - (2) 第三者に開示する場合は、事前に甲の書面による承諾を受けること
 - (3) 本サービスの終了後速やかに当該秘密情報(複製物、改変物を含む)を乙に返却または自らの責任で消去すること
- 2 乙は、秘密情報を書面で提供する場合は「秘密」または「機密」と表示するものとします。
- 3.乙は、秘密情報を口頭で開示する場合には、開示の際、秘密情報である旨を甲に通知するものとし、その後14日以内に乙が当該秘密情報を文書化し、前項の表示をした上で、甲に提供するものとします。

第7条(輸出等の処置)

甲は、メンテナンスサービスの成果を日本国内において使用するものとします。甲は、メンテナンスサービスの成果の全部もしくは一部を単独で、または他の製品と組み合わせ、もしくは他の製品の一部として、直接または間接に次の各号に該当する取り扱いをするとき、「外国為替及び外国貿易法」に定める「特定技術」に該当するものについては、日本国の輸出関連法規に従い必要な手続きをとるものとします。尚、米国輸出管理法などの外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合も同様です。

- (1) 輸出するとき
- (2) 国外へ持ち出すとき
- (3) 非居住者へ提供するとき

第8条(本サービスの解約事項)

- 1.甲が、次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、文書による通知、催促を要せず、直ちに本サービスの一部または全部を解除することができるものとします。
 - (1) 甲が、第三者に振り出した手形または小切手が不渡りになった場合
 - (2) 甲が、第三者から差し押え、仮差し押え、仮処分、競売、破産宣告、会社更生、民事再生などの申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
 - (3) 甲に、本サービスの条項に違反する行為または事実があった場合
 - (4) 甲が、監督官庁から営業の取消処分または停止処分を受けた場合
 - (5) 甲が営業の廃止もしくは解散の決議を行い、または甲の資産、信用もしくは事業に重大な変更が生じた場合。
 - (6) 天災地変、その他不可抗力により、乙がこの合意に基づく債務を履行できないことを甲に申し

出た場合

2.原則として、本サービス解約時のメンテナンスサービス料金の払い戻しは行わないものとします。ただし、本サービスが乙の責に帰すべき事由により解約された場合は、本サービスに定めるのと同等のメンテナンスサービスの提供を甲が受けられるよう必要な措置を講じるか、甲は甲の支払った年間メンテナンスサービス料金を上限とし、未経過分を乙に対し請求できるものとします。

第9条(管轄裁判所)

甲および乙は、本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第10条(協議事項)

本規約に記載なき事項及びその解釈に関して生じた疑義は、甲乙協議の上解決を図るものとします。

以上